

日中友好協会
岡山支部

No. 509

2007/5/5

日中友好協会
岡山支部
〒700-8255
岡山府武庫3-8-30-514
TEL:086-272-8010
郵便振替口座
01250-0-3835
http://rzhong.jp/index.html

日中友好新聞

発行所
日本中国友好協会
〒101-8305 東京都千代田区
西陣2-1-1 東京大学ビル9階

憲法施行60周年

日中友好協会岡山支部ホームページ
http://rzhong.web.infoseek.co.jp
メールアドレス
rzhong86@hotmail.co.jp



第31回中国料理教室 味わい深い料理に感激

第31回中国料理教室は4月22日(日)いつもの大元公民館で約15名の参加でした。

玉野から参加されている小崎さんは、いつもの事ですが参加者が集まるよりも早く会場に来てみんなが使う包丁を1本1本丁寧に研上げてくださいます。

今回の料理は講師には岡山大学教育学部の大学院で美術デザイン教育を専攻中の河北省邯鄲出身、李正劼さんを迎えての「邯鄲と四川の料理」。邯鄲の料理の「涼伴藕片」と「粉皮烤肉」それに四川料理からは「水煮肉片」と「宮保鳥丁」の4品。

「水煮肉片」は豚も肉とレタスを結構多めの油で炒め、タカノツメ7〜8本を加えるとても辛そうな料理ですが、意外と辛くもなくそれほど油濃くもない」と好評でした。

また、「粉皮烤肉」は豚も肉それに緑豆の澱粉で作った紐皮とニンニクの芽のスープ風の料理ですが「これなら家のおばあちゃんでも食べられる」と参加者の声。

4品ともにそれぞれに味わいのあるものでした。きつとその日のお



ちに我が家で実践した参加者もいたことでしょう。
教室は先生の指導を真剣に見つめ、終始和やかな雰囲気であら上がつた料理をおいしく楽しかったです。

(竹内 架)



さっそく署名用紙とどく 日中岡山「9条の会」

日中不再戦、憲法九条を守れと、日中岡山「9条の会」が発行し、23日午後3時ごろ、日中友好新聞」に折りこんで署名用紙を送りました。消印24日の郵便で、井上愛子さんから5人の署名がとどきました。5月3日は、憲法施行60周年です。



憲法施行60周年

非情な不当判決！ しかし今後の数か月は 目の離せないヤマ場を迎える

荒武一彦

不当判決——法廷から駆け出てきた若い弁護士が掲げた旗は、又も無情なものだった。広島地裁前での時を待っていた数人の訴訟関係者は、一瞬声を呑んだが、あつという間に、報道陣のフラッシュとインタビューに取り囲まれた。喧騒の中から「ひどい！」「悔しい」「かわいそう」というかすかな咳きかた々漏れ、人々の輪は虚しさで憤りに覆われた。

4月25日、中国残留孤児国賠訴訟の「広島判決」が下された。この日、岡山訴訟原告団から高杉久治団長、三島康夫、山根政夫両原告と、支える会の小林軍治事務局長ら5人が、広島に赴いた。判決公判を前に、市内繁華街3か所で行われた広島原告団の街頭活動に加わり、プラカードやマイクで広島市民に呼びかけ

た。広島弁護士会館の会場から出席者が溢れんばかりの決起集会。午後3時、開廷。非常な判決。主文「原告の請求をすべて棄却する」。3年余に及ぶ原告61人の叫びと訴えに対する裁判所の非情な仕打ちであった。度重なる「敗訴」とはいえ、先駆的な訴訟を進めてきた広島原告・弁護団だけに、無念さも深かった。

閉廷後の報告集会で、弁護団から「判決要旨」の説明が行われた。残留孤児発生の原因が国策にあったことは認めた上で、原告等が争ってきた「早期帰国」と「自立支援」という国の2つの義務違反に関して、裁判所は次のような判断を示した。
まず、「早期帰国義務」については、国交回復前は法的義務や義務違反はなかった。国交正常化以後は、早期帰国実現の高度な政治的責任があったが、義務違反や違法はなかった」とした。

次いで、「自立支援義務」の有無についても、国民が等しく受忍すべきとする所謂「戦争被害論」の立場から、国の総合的政策判断の問題だと述べ、中国残留孤児への生活支援措置が、著しく合理性を欠き、裁量を逸脱・濫用しているとは認められず、法的な義務違反や瑕疵はない」と判示した。結論として、被告・国には、損害賠償責任は発生しないと、原告請求をばね除けたのである。

全国15の裁判所で闘われている孤児訴訟も、これで6番目の判決。空面勝訴の神戸地裁以外は、このごとく孤児等にとつては失望に終わった。ある新聞は「勝5敗」と評したが、「敗訴」＝「敗北」ではない、陰」だけではない「陽」も差す状況が生まれつつある。

望ましい政治解決を・・・
判決後の報告集会には、11訴訟団から奥津巨岡山弁護団長はじめ原告、弁護団代表が駆けつけた。ある弁護士が「われわれの孤児訴訟には、3つの意義がある」と指摘して、次のような訴訟提起を評価する発言をした。一つは、多くの孤児が原告団を結成したこと。2つ目は、マスコミや世論に、孤児問題が広く浸透したこと。最後は、政治が動き始めたこと。判決文の中にも「立法、行政で何らかの解決策をすべきだ」との1行があったという。この言葉に、この日の判決も「敗北」ではなく「勝利への一歩」だと、勇気と自信を得た孤児も多かったのではな



不当判決

中国浙江省寧波市周辺の旅 ②

杉元 邦太郎

3. 上海から寧波へ

翌日は、ホテルで両替した。とりあえず20,000円を出したら、3,340円に変えてくれた。これをこれからの基準とする。1元17円と思えばよい。そして行動開始。迎えに来ていた女性の、日本の入国ビザ取得のため、日本総領事館へ向った。この女性は筆者が身元引受人となつて、大学に入ることが決まつていて、広島の入管からは入国許可は下りていた。後は上海で学生ビザを取る必要があった。2時間ほど書類は整い、ビザは下り次第本人に通知が来ることになった。

それにしても在外公館というところは大変なところである。日本人はパスポートを見せればフリーパス(中国)



杭州飯店

本人と連絡を取り、領事館職員から近所に代行所があるということを開き出してそちらに回った。そこでは日本人(中国人の所員)日本語もべらべらには親切で、書類の書き方を教わり、写真を撮つて提出。この間2時間足らずで終わった。

午前中に所用が終わり、上海には何回か来ていることもあつて、今夏の旅行の目的地である寧波にその日のうちに向うことにした。ホテルに帰つてあわただしくチェックアウト(12時ぎりぎりだった)し、直ちにバスで寧波に行くことになった。バスの発車基地はホテルのはず向い。寧波まで飛ばして2時間(高速道路は片道)車線が整備されているし、途中にはサービスタリアもあり、トイレ休憩をしてくれる。99元だから約1,700円である。切符の裏を見て驚いた。広告が刷り込んであるのはありうることであるが、その広告が上海の医院のもので、泌尿器病・前立腺炎快癒とあつて地図まで出ている。

(続く)

緊急の中国語講座運営委員会へ

4月27日(金)岡山市広瀬町の旭公民館で表記の緊急集会がひらかれました。8クラスの中国語講師、クラス委員、受講生ら23人があつまりました。

2002年5月に出発した中国語講座は、入門、初級、中級、上級の4クラスから、現在は8クラスへと広がり、受講生は約45人になっています。

この6年間、当委員会の事務局長(日中岡山支部副理事長として、ほとんど全般にわたる)尽力されてきた澤山博一さんが体調の都合もあり、今回辞任されるので、緊急集会となりました。

6時半から始まった集会是、下河部委員長のあいさつと、小林日中岡山支部副理事長の司会で、配布資料の議題にそつて議事がすすみました。議題はつぎのとおり

- a, クラスの現状について。
- b, 各クラスで自主運営とする() ことについて。
- c, 岡山支部が中国語講座に援助できる() ことについて。
- d, 規約の改正、役員選任について。
- e, その他

各クラス委員と講師が、クラスの現状について、受講生2人から11人までのぼらつきなど報告されました。議題bとcについて、岡山支部を代表して竹内理事長が、理事会の基本方針を説明しました。

自主運営とは、どういうことなのか、各クラスで話し合いを求めました。質問がたくさん。岡山支部理事会の現状や専従のこと、講師の給与はどうなっているか、公民館借用の方法、会計はどうやるの等々、みんなで作る運営に向つて、議論が



張繼像(蘇州) 劉宝泉さん撮影

はじまったところです。支部の青木理事から、太極拳講習会の自主運営の経験が話されました。議題dについては、次回へ。5月末にむけてクラスでの話し合いが始まるというのですが、澤山さんから事務局のしごととして、宣伝、会場、組織、財政についての資料、第11期財政の現況という資料が配布されました。取りあえず会議の要点のみ。

(竹内和志)

「中国残留孤児」裁判判決に見る 歴史的認識 その1

日本に帰国した中国残留日本人孤児は約二千五百人といわれている。うち、その九割に当たる約二千二百人が、普通の日本人として人間らしく生きる権利を求めて訴訟に加わっている。中国残留日本人孤児の約七割が生活保護法の支給を受けているのが現状である。

二〇〇五年七月の大阪地裁判決から始まつて、二〇〇七年三月末までにすでに神戸地裁、東京地裁、徳島地裁、名古屋地裁と五件の判決がおりた。

原告勝訴は、神戸地裁判決のみで一勝五敗という結

「いわゆる先行行為と早期帰国義務違反」

青木康嘉 (岡山大安寺高校)

果である。しかし、国家賠償請求支給という勝ち負けより、歴史的認識をみれば勝ち負けだけで見ることのできない内容を知つてもらいたい。

裁判官とは、原告・被告側から提出された資料を吟味し、法と良心に従つて、味方として判断する。

そうした世論を裁判官は知つて

いる。しかし、裁判官の中には同じ料理を食べても「おいしい」と感じる人もいれば、「まずい」と感じる人もいます。また「おいしいがお金を払つてまでは食へない」と感じる人もいます。

裁判では、大きく分けて、条理(先行行為)に基づいて作爲義務が

あつたかどうか。中国残留孤児の自立支援に義務違反があつたかどうか。この二点が、焦点となつた。

ここでは、条理(先行行為)に基づいて作爲義務を中心に検討していきます。

条理(先行行為)に基づく作爲義務といつても一般の者にはそうした

る。②裁判官は、開拓団をなぜ無防備な状態にして、ソ連の侵攻を受けたら悲惨な逃避行にあつたのかという認識があるか。

③裁判官に、中国に残留せざるを得なかつた歴史的背景を理解しているか。

④裁判官は、戦後なぜ彼らの集団引き揚げを国は実施しなかつたかという認識があるか。

⑤残留孤児が、子どもとして育てられる中で、過酷な家庭労働に従事し、十分な教育を受けさせてもらえなかつたこと。また、文化大革命の時に日本人として精神的・肉体的苦痛を受けたこと。

⑥裁判官に、日中国交回復後なぜ速やかに国は残留孤児を帰

国させることができなかつたかという認識はあるか。

⑦裁判官には、一九八一年以降帰国することができたのに、身元判明の有無、親族の同意など早期帰国を妨害したかどうかなど認識をどう見ているか。

大きく分けてこの7点の歴史的認識に絞られる。

(続く)

次回の新聞送付作業は
5月21日(月)午後一時半
民主会館2階で行います。
前回お手伝いくださった方です。

小林和
竹内 中